

飲食・新聞だけでなく、**全ての課税事業者に関する法改正**です

# 消費税

8%  
のまま?

やること  
いっぱい?

10%?  
になるの?

請求書  
フォーマット  
変えるの?

# 軽減税率制度

## 対策セミナー

平成31年10月1日より、消費税・地方消費税の税率が**10%**に引き上げられる予定です。同時に、「**軽減税率**」が導入されます。これは、**飲食料品の購入、定期購読の新聞については、その消費税率を8%に据え置く**というものです。

さらに「軽減税率」の導入に伴い、現行の「請求書等保存方式」から「**適格請求書等保存方式**」に変更されます。これにより、すべての消費税課税事業者は「**適格請求書等発行事業者**」の登録が必要になります。

飲食料品と新聞を扱う事業者だけではなく、**すべての消費税課税事業者に関する改正**です。

ややこしすぎるこの改正、どういう意味なのか、いつまでに、誰が、何をしなければならないのか、スッキリわかりやすくお伝えします!

小宮山麗子 (税理士法人イワサキ 税理士)



日時

# 11月13日(火) 14:30~16:30

場所

## コミュニティー長泉 3階ホール

静岡県駿東郡長泉町下土狩 1283-11  
(有料駐車場有り)

共催

## 沼津信用金庫 / 株式会社イワサキ経営

費用

## 無料

お申込みは、**FAX・メール・電話**で承ります

TEL **055-922-9870**

(株)イワサキ経営  
営業企画室

FAXでのお申込みは以下にご記入いただき、送信をお願い致します

貴社名			
貴社住所	〒		
参加者氏名 役職		電話番号	



経営と、人生と、地域の力になる。  
イワサキ経営グループ  
株式会社イワサキ経営 / 税理士法人イワサキ

ホームページの  
お申込み

イワサキ経営ホームページ→セミナー情報  
からもお申込みいただけます!

イワサキ経営 セミナー

検索

